

(その1)

収支報告書

令和4年分
開催分

(

(ふりがな) ならけんほくわけいざいかいほりいいわおこうえんかい

1 政治団体の名称 奈良県北和経済界堀井いわお後援会

2 主たる事務所の所在地 奈良県奈良市芝辻町1丁目2-27
乾ビル2F

3 代表者の氏名 松本 宗明

4 会計責任者の氏名 粕井 憲

事務担当者の氏名

嶋本 義隆

(電話) 0742-30-3838

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

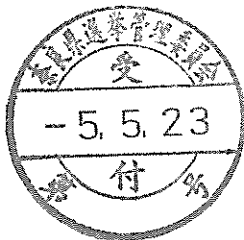
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,553,672
(前年からの繰越額)	1,313,659
(本年の収入額)	240,013
支 出 総 額	102,466
翌年への繰越額	1,451,206

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	240,000	
(イ) うち特定寄附		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	240,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	240,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計		0
	1件10万円未満のもの		13
	合 計		13

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	紺井 憲	12,000	R4/1/5	奈良県生駒市さつき台1-650-48	会社役員		
2	岡島 三千男	12,000	R4/1/6	奈良県生駒郡三郷町勢野西2-6-27	会社役員		
3	森田 務	12,000	R4/1/11	奈良県奈良市油阪町456番地 第2森田ビル4F	税理士		
4	大浦 良幸	24,000	R4/1/13	奈良県奈良市西ノ京町284	会社役員		
5	秋田 信雄	12,000	R4/1/17	奈良県奈良市雑司町82	会社役員		
6	今柳 剛	12,000	R4/1/18	奈良県生駒市小平尾町1473-2	会社役員		
7	正木 康雄	12,000	R4/3/3	奈良県奈良市毘沙門町13	会社役員		
8	水谷 悦郎	12,000	R4/3/7	奈良県奈良市秋篠町1122-7	会社役員		
9	久保 昌城	12,000	R4/3/10	奈良県生駒市高山町6439-3	会社役員		
10	西口 廣宗	12,000	R4/12/25	奈良県生駒市壱分町882-1	会社役員		
11	豊澤 安男	12,000	R4/12/25	奈良県奈良市登美ヶ丘3-6-2	会社役員		
12	岡島 三千男	12,000	R4/12/25	奈良県生駒郡三郷町勢野西2-6-27	会社役員		
13	柴田 義太郎	12,000	R4/12/25	奈良県奈良市椿井町3番地	会社役員		
14	有山 雄基	12,000	R4/12/28	奈良県生駒市高山町4261-1	医師		
15	高松 啓二	12,000	R4/12/25	奈良県生駒市さつき台2丁目451-58	会社役員		
	この頁の小計	192,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
16	水川 丈彦	12,000	R4/12/25	奈良県奈良市六条1丁目14番13号	会社役員		
17	上武 敏一	12,000	R4/12/25	奈良県生駒市高山町911	会社役員		
18	秋田 信雄	12,000	R4/12/25	奈良県奈良市雑司町82	会社役員		
19	伊藤 隆司	12,000	R4/12/30	奈良県奈良市毘沙門町14-3	会社役員		
	この頁の小計	48,000					
	その他の寄附	0					
	合計	240,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
(4) 事 務 所 費	1,540		
小 計	1,540	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	100,926		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	100,926	0	
合 計	102,466		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	1,540				
	合 計	1,540				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会議室料金	22,000	R4/1/15	株式会社 近鉄リテーリング	大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号	
2	会議費	76,550	R4/12/25	ホテル日航奈良	奈良県奈良市三条本町8-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	98,550				
	その他の支出	2,376				
	合計	100,926				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 19日

政治団体の名称 奈良県北和経済界堀井いわお後援会

会計責任者の氏名 鮎井

憲



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 19 日

奈良県北和経済界堀井いわお後援会

代表 松 本 宗 明 殿

登録政治資金監査人

島 田



登録 番号 第 2165 号

研修修了年月日平成 21 年 7 月 17 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、奈良県北和経済界堀井いわお後援会の令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、奈良県北和経済界堀井いわお後援会の主たる事務所において行った。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書が保存されていた。
 - (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- ### 3 業務制限
- 奈良県北和経済界堀井いわお後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。
- 以 上